

## 『不尽言』考：側儒としての自負（上）

|       |                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-10-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者:<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/2297/17454">http://hdl.handle.net/2297/17454</a>             |

# 『不尽言』考

——側儒としての自負——（上）

はじめに

新日本古典文学大系99（二〇〇〇年三月刊）に、朱子学者堀景山（一六八八—一七五七）の著作『不尽言』が、日野龍夫氏による校注で収められた。詳しい脚注によって、十八世紀前半の儒学思想と学問の中で、とくに徂徠学派をはじめとする先進的な学問とその方法論が、『不尽言』で展開される言説のうちに、どのように受容され変容されているかという事実を、『不尽言』の全体を通して具体的に知ることができるようになった。

『不尽言』は、寛保二年（一七四二）景山が五十五歳の時に執筆したと考えられる書である。広島藩の重臣岡本貞喬が、書状で質問した七か条の事目について、同藩の側儒として答えたものである。現在、景山の著作のほとんどは散逸している。その中にあって、『不尽言』は、彼の思想・学問に関して比較的最とまった見解を開陳している唯一の資料である。

高橋俊和

これまでに『不尽言』を一書として扱<sup>（注1）</sup>い、その全体を考察した論文は多くない。景山の思想・学問が窺い知られるはずの『景山文集』『景山筆記』『教問釈義』等の他の著書は見ることでできず、また経歴も大雑把なことしか分らないという資料面での不足が理由の第一としてあげられる。そして、晩年の弟子である本居宣長が、後に国学の大成者となったことから、宣長の思想の萌芽という視点で『不尽言』が取り上げられ論じられることがほとんどであったという偏向がある。この二つが積極的に『不尽言』が一つの書として研究対象とされてこなかった理由であろう。

従来の数少ない研究の中で、『不尽言』全体に目配りして考察している論文は、管見によれば西尾陽太郎氏の『不尽言と徂徠派』（『史淵』一九四九年三月、九大史学会）と、ローレンス・マルソー氏の『堀景山著『不尽言』序説——恋愛論を超えて——』（『日本文学』一九九三年十一月）しかない。新日本古典文学大系本に、日野龍夫氏による校注と要を得た解説が新たに加えられて、ようやく『不尽言』全体が見渡せるようになってきたと言えよう。

本稿では、時の執政職にあった岡本貞喬の諮問に、側儒の立場で答える堀景山の自負について考察を加えてみたいと思う。紙幅の都合で、(上)(下)に分けて論ずる。

## 一

『不尽言』を執筆する前年の元文六年(一七四一)、景山は藩主浅野吉長の参勤交代で、京都から合流して江戸に随行している(『曠懷堂堀氏譜系』<sup>(注1)</sup>)。それ以前にも、享保四年(一七一九)に側儒を拜命してから、同五年を最初として、同十一年、同十三年、元文三年に江戸御供を命ぜられている。上桜田霞ヶ関にあった広島藩の上屋敷で、吉長と嫡子宗恒の学問・教育を担当する儒官として、景山は重用されていたと思われる。岡本貞喬への回答は、元文六年から寛保二年の江戸在勤中に書かれたものと推察される。『不尽言』に見られる自負、すなわち、京住みの広島藩側儒としての意識を考えると、景山が持論を展開する相手の学問分野における力量を、あらかじめ知っておくことが前提としてまず必要であろう。

そこで最初に、岡本貞喬(一七〇四—一七五四)について、『鮑微光華録』<sup>(注2)</sup>に依拠して述べておきたい。貞喬は宝永元年(一七〇四)に、広島藩第四代当主浅野綱長の庶子(十二男)として生まれた。第五代藩主となる吉長(一六八一—一七五二)の異母弟ということになる。名は貞喬、後に貞誠、幼名吉五郎、通称を宮内・靱負、さらに大藏と改める。吉長の時に、御年寄岡本主馬の養子となり、その跡を継いで享保六年(一七二一)、弱冠十七歳にして執政職に

就いた。その職責の重さからすれば、あまりに若いように思われるが、執政の職務とその適性について、藩政史料『芸藩志』<sup>(注3)</sup>では、次のように記述する。

体国公(吉長—稿者注、以下同じ)に至り、宝永六年(一七〇九)七月七日藩政の大改革を為し、太祖公(長政)以来の一新面目を致されたり、其概略を述ふれば、従来藩老即ち国老は年寄と称して、百般の藩政を裁断するの例規を改め、年寄役浅野甲斐上田主水浅野豊前を以て新に家老の職に補して之を優遇し、専ら軍備の事務を担当せしめて政務裁断の任を解きて、以後は藩主親裁に移して之をして関与せしめず、以て宿弊を除くせられたり、又家老並の職名を廃して新に中老の職を設置し、此職は必ず公族をして補充せしめ、暗に藩政の幾分を関知せしめんとす、此日公の庶弟を臣籍に移されたり、又従前藩老に副て藩政に参与せし者を加判役と称せしが、此日之を廃して新に年寄役を新置し、之を中老の下に置き専ら藩政に参与せしむ、世に之を執政と呼べり、其任補撰斥の如き藩士の家格を論せず、才力ある者を撰抜して之を命し、家格世襲の弊を絶たれたり

(第百三十三卷『藩士職録』)

「家格世襲の弊を絶」ち、「才力ある者を撰抜して」執政職に命じたとあることから、臣籍に移った庶弟貞喬が、いかに非凡な才識に恵まれていたか想像できよう。藩政改革を強力に推し進めた吉長の治世は、幕府の儒官室鳩巢をして「当代の賢侯第一」と言わしめた。貞喬は名君の誉れ高い長兄を藩主と仰いで、若い頃から藩政に参与し、執政として晩年に至るまで吉長を補佐していたのである。吉長

の貞喬に対する信任は頗る厚かった。

貞喬が藩政の改革にその才力を發揮した事例の一つに、飢饉対策として社倉法の採用に積極的であったことがあげられる。社倉法は、「享保の飢饉」と呼ばれる享保十七年の大凶作を教訓として検討された米粟を貯える制度である。この制度は、もともと朱子の『社倉法』に範をとるものである。日本では、山崎闇斎が自ら序・跋を記して、刊年は明らかではないが編集・出版している。その闇斎に京都で神儒学を学び、綱長の時、芸藩に招聘された儒官が植田良背（一六五一—一七三五）である。芸藩における崎門派の学統は、この良背に始まる。安芸郡海田市の庄屋加藤佑楽（一六六三—一七三八）は植田良背に従い、深く程朱学を信奉する儒者の一人であった。佑楽は、凶作飢饉を憂慮して『朱子社倉法』を講ずるなどしているが、藩財政の窮乏に苦慮する貞喬から社倉法の具体的な検討を命ぜられ、享保二十年『社倉攷意』を著して提出した。佑楽は元文三年に没する。この年、男の加藤十千（一六九九—一七七八）が、父の遺志を継ぐべく、儒者として芸藩に召し抱えられる。十千も佑楽と同じく植田良背に師事し、『朱子社倉法』に関する『朱子社倉法事目』『朱子社倉法事目浅解』などの編集・著述をなした。そしてさらに、父の『社倉攷意』を整理編集して、寛保二年に再度藩の岡本貞喬に差し出している。藩内の飢渴および財政の窮乏が相当に深刻な問題であり、対策を講ずることが急務であったと思われる。貞喬も寛延三年（一七四九）に、自ら『朱子社倉法和解』（一冊）を書き著す。

芸藩では、好学の藩主といわれた吉長の時代、味木立軒（一六

五〇—一七二五）・寺田臨川（一六七八—一七四四）・堀南湖（一六八四—一七五三）・堀景山を側儒として抱える程朱学が行われていたが、とくに享保期以降は、新たに植田良背・加藤佑楽・加藤十千等の崎門派の学問がそれに加わり、二つの学統が中心となつて儒学の盛行をみている。

述べてきたように、佑楽の『社倉攷意』が、十千によつて再び提出されたのは寛保二年である。この年に三十九歳の執政岡本貞喬は、民の飢渴に策を講じ、藩の財政を立て直すことに奔走する一方で、景山に七か条にわたる質問状をしたためていたのである。

## 二

ところで、『不尽言』の成立年次が寛保一年と考えられることについて、旧西荘文庫蔵本『不尽言』の卷末に貼付された一枚の紙片にその手がかりが求められることは、すでに拙稿『不尽言』伝本考―宣長拔書との比較を通して―（『秋桜』十六号、一九九九年三月）で言及した。この紙片に記す異本の奥書には、貞喬の学問観の一端が示されている。煩を厭わず再掲してみよう。このような文章である。

私記、右不尽言ノ一書ハ、景山先生所著也、姓屈名正超字君燕号景山俗称禰助宗恒公御部屋住之時、御学事ニツキ毎々京ヨリ江戸へ被為召、在勤也、寛保戊戌つとむ在府之時、資治通鑑御勸メ申上、其比御国御年寄、岡本貞喬、学文好ニテ、先生へ書通ノ序ニ、上ノ御学文ニハ、貞観政要ナトコソ、可然、歴史ハサノミ御益ニ、成間

敷等ノ事、申来、并ニ自分ノ学事ニツキ、何角難解品々、一ツ書ニシテ書狀ニ申来ル由、其答ニ先生書テ贈玉フ也、ソレユヘ事品取交ヘテ記シアル也、此本紙伝写ユヘ、誤字多ク、所々推量シテ改メ写ス、疑シキ事モ多クアレトモ、余ハ本書ノマ、ニ任カス、

延享丙寅年

錦山

コハ異本ノオクカキナリ

錦山が写した異本奥書の記述から、まず第一に「上ノ御学文」すなわち人君の学問、具体的には近い将来藩主の地位を継ぐはずの宗恒（一七一七—一七八七）の学問について、その習得を氣遣う執政職にある者としての意識が読み取れよう。貞喬は宗恒の教育の一目として景山が勧める『資治通鑑』を退け、『貞観政要』を採るべきことを言う。藩主となるための教育には、歴史より政治の実践記録ともいえる人君経世の書が必要であることを強く主張している。

『貞観政要』は、為政者にとって実際の政治を行う上で大いに参考にされた書である。慶長五年（一六〇〇）、伏見版『貞観政要』を開板させた徳川家康の愛読ぶりは周知のところだが、貞喬の場合も同じく、藩政の要職にある立場からすれば、人君教育の教科書として『貞観政要』を推すのは無理からぬことであつた。

異本奥書ではまた、貞喬が学問上の「何角難解品々」について景山に意見を求めていたことを言う。一つ書きにして送つてよとした七か条の項目の中身は、生来の向学心から発せられた疑問であろう。岡本貞喬は、どのような学問を修めていたのだろうか。その一つの手がかりとして、『読書録抄』と題して、広島市立中央図書館浅

野文庫に所蔵される貞喬手抄の写本一冊がある。程朱学の摘要書として、修身・齊家の要道を説く薛敬軒の『読書録』から、三百箇所余りを抜き書きしたものである。『読書録』は、手間をかけずに程朱学を知ることができるといふ便利さゆえに、江戸時代に広く読まれた書である。

宝暦四年（一七五四）に抄録したことを記す貞喬自筆の識語に「嗚呼抑学何、用修身要居敬窮理而已、朱学宜骨刻、所謂僻歟、後人可笑、吾甚有感、仍書拔畢」と記す。学問は修身に基づき、修身は居敬窮理にあつて、結局は朱子学に帰すべきことを述べる。ここで貞喬は、朱子学に傾倒していることを、はっきりと表明している。崎門派植田良背に学んだ加藤佑樂・十千父子の建策を受けて、社倉法の施行を検討し、また、自ら『朱子社倉法和解』を著したのも、このことと無関係ではあるまい。岡本貞喬は、藩政万般の政務を掌る役職にあつて、厚く朱子学を奉じ、それを事業に措く有能な執政であつたと思われる。

『不尽言』を論ずる時、従来、貞喬については広島藩の重臣であることのほかに、ほとんど言及されることはなかった。ここで岡本貞喬について、いささか回りくどい説明を加えたのは、『不尽言』という書は、もともと朱子学を尊信し、その教えに忠実であろうとする人物を相手に回答した書簡草稿である、ということを確認しておきたかったからである。『不尽言』では、質問された各箇条にわたり、教えさすように異見を差し挟みながら、景山は自信に満ちた持論を展開している。同じく朱子学を奉ずる者であるのに、何が景山をしてそうさせたのであろうか。

### 三

景山の曾祖父である堀杏庵（名は正意、一五八五—一六四二）は、藤原惺窩門の林羅山と並ぶ大儒である。『先哲叢談』卷二には、「杏庵人と為り、謙にして以て自ら牧す。羅山が行状に曰く、幕下の士、阿部正之、杏庵正意に語りて曰く、聞く今時の博物者は羅山子にして、其の之に次ぐ者は足下なりと。吁、得難きの才なり」（原漢文と記す。景山にとつて、このように評価される杏庵の存在とその学問がいかに大きく誇らしいものであったか。享保十一年（一七二六）に获生徂徠に宛てた書簡で、景山は次のように述べる。

僕迺正意曾孫、而有從兄正脩者、亦世禪業儒、仕藉同藩、是僕宗家也、嘗及滕公之門者、著録不知幾人、而其子孫伝業者、見存亦尠矣、独有今祭酒林公与僕家而已、其塵々而存、亦多墜箕裘、或非胤属也、僕自結髮授念書、欽味濂雒、旁誦韓歐、今齒漸強境、学無闡明、撲陋業已成心、縱令造物鑪錘、亦不易転化焉  
（復物徂徠書）

自己紹介する中で、自分が杏庵の曾孫であり、宗家を継ぐ從兄の南湖（名は正脩、一六八四—一七五三）とともに先人の業（儒学）を伝えて、広島藩に仕えていることをいう。そして、不惑を前にした（「齒漸強境」）今、濂雒関閩の学、いわゆる宋学を中心とした自分の学問が、他に転ずることはありえないとも述べる。景山の学問の基幹は、間違いない家祖杏庵の儒学にあった。

慶長十九年（一六一四）四月、杏庵は家康の命により作文した「為

政論<sup>注9</sup>」に、「徳」を重視して次のように記述する。

蓋物有本末、事有終始、徳者本也、政者末也、其身正則不令而行焉、其徳盛則不招而服焉、至誠之感人也、桴鼓不足喻其捷、景表不足喻其神、堯舜有性之徳、故無為而天下治、湯武有反之性、故応天順人而治、夫物亦有然也、（中略）君子之為政在徳、不在威刑也  
（杏陰稿）<sup>注10</sup>

政治は、誠意・正心・修身の「徳」の領域を根幹とするものであり、君子が「徳」を体得することによって、それをそのまま「政」に連続させ、治国・平天下を実現するという朱子学の基本的な考えに立っている。徳治主義である。生前、杏庵は儒医として名声があった。杏庵の推薦を受けて芸藩の儒者となった石川丈山は、五言排律の詩「送医正意帰尾陽」（『覆醬集』上）に「管鮑締交旧、李蘇臨別愁」と旧友との別れを詠じた後、「学養騶軻氣、術包盧扁儔」と五・六句に続けた。杏庵の学問は騶軻（孟子）の養氣説を重んじ、医術は伝説的名医盧扁（扁鵲）と同じ力をもつことをいう。儒学と医術に共通するところを「氣」を養うところに見る杏庵は、「徳」と「氣」の關係を次のように述べる。

或曰、養生之説昉於黄老、医家推之、儒亦言之耶、曰是儒之本指也、易曰、天地之大徳曰生、身在而徳存、孟子曰善養浩然之氣、吾性之中集義所生、勿忘勿助長、而塞乎天地之間、人生氣中、氣旺則形全、  
（杏陰集）<sup>注11</sup>卷八・養生説

「天地之大徳」（『易経』〈繫辭・下〉）に出る語句）は、生々やまない働きの「生」であり、身に存する。「集義」、すなわち性善を前提とする「生」は、「氣」を養い拡充することによって充実する。儒学

本来の教えはそこにあるとして、孟子の性善養氣説を根底に置いている。儒医の道家正休は『杏庵先生追悼詩文集』<sup>〔註〕</sup>で、杏庵の学問について「依孔孟之正道、繼程朱之遺傳、而使後學者於道知所向矣」と記した。後学の徒、それも家学を繼承する立場にある景山は、当然のことながら孟子の性善養氣説に基づいた「徳」を重視する杏庵の程朱学によって孔子の教えを学んでいたと思われる。しかし、『不尽言』に見られる言説からは、貞喬が「朱学宜骨刻、所謂僻歟」（『読書録抄』識語）というのと同じレベルで朱子学を奉じていない景山をわれわれは見ると、「愚拙経学は朱学を主とする事なれども、詩と云もの、見やうは、朱子の註その意を得ざる事也」（『不尽言』）一文が、そのことを端的に物語っている。

『不尽言』が朱子学を基調としながら、「理」に定準はないとして、『詩経』の解釈のように一部に仁斎・徂徠や契沖の学説を受け入れていることは、ここで改めて述べるまでもなからう。夙に諸先学によって指摘されているところである。宣長研究の古典的名著『本居宣長』（村岡典嗣）や『日本政治思想史研究』（丸山真男）にも、無論その指摘はある。しかし、それらは朱子学を逸脱している景山の主張の一部分と宣長の「もののあはれ論」の重なり注目するものであり、景山の『不尽言』そのものを対象として論じているものではない。

前述の西尾陽太郎氏の「不尽言と徂徠派」は、『不尽言』の一書を、その意味では初めて分析的に考察した論文である。西尾氏は、徂徠派の学問・思想との関わりが『不尽言』の言説に深いことを論証する一方で、徂徠学受容の限界にも言及して、最終的に次のよう

に結論づけた。

要するに景山の態度は当時として珍らしく自由なものであったという事が考へられる。そしてその自由思想家的立場というものが、朱子学者にして朱子学を反省し、徂徠派に理解をもち、更に国学的な教養を深めてゐて、この三者を近世的な人間主義立場で統一してゐたところに成立したものであり、此処に彼の自由な思索と進歩性があつたと思はれる。

「不尽言と徂徠派」とする論題ゆえに、国学の教養については深く検討されていないが、この結論はおおむね首肯できるものではないか。ただ、ここでおおむねとする所以は、この結論が、そのことを裏づける別の課題を内部に抱えているからである。景山が何ゆえに「当時として珍らしく自由な」態度をとりえたのか。また、朱子学者を自認する景山が「朱子学を反省し、徂徠派に理解をもち、更に国学的な教養を深め」、「この三者を近世的な人間主義立場で統一」できたのはなぜか、という疑問である。

この問題を考察するには、景山が十八世紀前半という時期に、かつて藤原惺窩とその門人林羅山・堀杏庵・松永尺五・那波活所等が儒学者として研鑽を積んだ京都で、朱子学者として生きていた事実を改めて念頭においてみる必要があるだろう。前述のごとく、徂徠学の受容と国学の教養が『不尽言』に見られることは確かである。しかし、何通かの書簡草稿の寄せ集めでありながら、人君の学問と政治を主題とするといつていい『不尽言』一書の基底には、家祖として誇る杏庵以来の「氣」を重んじた学問（朱子学）観があり、それは大きく揺らいではないと思われる。『不尽言』に見られる景

山の学問は、杏庵から一世紀あまりの時間を経て、否応無しに京都に押し寄せた新しい学問・思想の洗礼を受け、代々受け継いできた家学を見直した結果である。自ら思考する新しい価値観によって撰取すべきは撰取し、それを継承してきた家学と統合せしめたところに、西尾氏のいう「自由」があり景山像があるように思う。旧来の堀家の家筋と学統を基盤に、当時の時代思潮と東儒・西儒、そして国学者たちとの交流を通して、それはなされている。このことの大枠については、すでに「堀景山の学問―下学の道から上達の理へ―」（金沢大学国語国文『第二十三号、一九九八年二月』等の旧稿<sup>(注3)</sup>で触れているので、ここでは繰り返さない。今は、『不尽言』で展開する独自の主張の内部構造について、検討を試みたいと思う。

(統)

(注)

- 1 京都大学経済学部蔵本『不尽言』（写本二冊）の識語に「此不尽言西京屈景山先生所答本藩大夫岡本大藏者問之草稿也 予乞借先生謄写藏家云 寛延元年戊辰八月 定章」とある。書簡草稿が、『不尽言』一書として書写されている。宣長が京都遊学中（宝暦二年～七年）に、景山のもとで「右以屈先生自筆不尽言拔書之者也」として、和歌に関する文章を書き抜いている（『本居宣長随筆』第二巻。岡本大藏宛の書簡草稿を、景山が自ら『不尽言』と題していたことがわかる。
- 2 拙稿『「曠懷堂堀氏譜系」と『堀氏譜図』―考証と翻刻』（『鈴屋学会報』二十号、二〇〇四年一月）。

3 益田敬編『飽微光華録』（一九一一年刊、広島県市立修道中学校）。

4 橋本素助・川合鱗三編『芸藩志』第二十卷（印影版）収録、一九七八年四月刊、文献出版。

5 山崎闇斎編『朱子社倉法』（江戸初期刊）は、後の文化三年に補刻出版されている。

6 森元国松編『芸備郷土誌目録』（一九三四年刊、三朋社）に拠る。社倉法は延享四年（一七四六）に安芸郡矢野村で施行され、次第に藩内に普及してゆく。藩も明和七年（一七七〇）十月、『社倉法示教書』を頒布して奨励した。

7 吉長に「安芸国主世子並代々家相統之方々江」と宛書する『遺教録』（二巻二冊、『広島県史』近世資料編Ⅵ、一九七六年三月刊に所収）がある。「善惡の道を糾し順道に成事は文学より出すして成間敷也」という考えのもとに、国務を執り行う上での学問の重要性を具体的に説いており、吉長の政治思想・学問観の一端が窺い知れる。また、『芸藩輯要』（林保登篇、一九七〇年七月刊、芸備風土研究会 第三編に所収する「歴代御役人帖」〔藩士名鑑〕）には、「御側儒」は「三次御横目」の次に職位を位づけられ、

御側儒

元禄三 味木立野○宝永元 寺田立革（半蔵）○正徳三 堀正脩（一六郎、七大夫、正蔵）○享保四 堀正超（禎助）○寛延三（正蔵倅被召出 堀七左衛門○宝暦六（禎助倅 同 堀正大夫（禎助）○明和三（七左衛門跡目）堀六一



郎

として、そこに七人の名が挙げられている。そのうち五人が堀南湖と景山、およびその子孫である。

8 「復物徂徠書」は、享保十一年八月六日に堀景山が荻生徂徠に宛てた二通目の書簡である。この書簡については、拙稿「堀景山『復物徂徠書』訳注（二）」『北陸古典研究』第十二号、一九九七年十月）を参照されたい。

9 慶長十九年三月七日、『論語』為政第二の冒頭「為政以德、譬如北辰居其所、而衆星共之」を題として、家康は五山の僧侶と林羅山に作文を命じている（『大日本史料』第十二編之十三に各々の文が収載される）。同年四月、杏庵は駿府に赴き、同じ題で作文を命じられた。

10 『杏陰稿』（四冊）、東京大学史料編纂所蔵（堀寛次郎蔵本写）。

11 『杏陰集』（二十一卷十冊）、陽明文庫蔵。

12 『杏庵先生追悼詩文集』（二冊）、東京大学史料編纂所蔵（堀寛次郎蔵本写）。

13 「堀景山小伝」（『鈴屋学会報』十六号、一九九九年十二月）。「宣長手沢本『春秋経伝集解』—堀景山改訓の意義について—」（『日本漢文学研究』第三号、二〇〇八年三月）等。